

令和7年度 食育推進料理コンテスト実施要領 (野菜を使った朝食のレシピを募集)

1. 目的

五島市では、食育基本法に基づき五島市食育推進計画（第三次）を策定し、食育と地産地消を総合的・計画的に推進している。

食育を推進するためには、五島市の恵まれた食材、多彩な食文化を活かし、地域全体で食育を実践する環境を整えていくことが重要である。そこで、地産地消推進、減塩及び多様な食体験の機会とするため、また、子どもたちが朝食を食べ、健康な食生活の実践につなげることを目的に料理コンテストを実施する。

2. 主催 五島市食育推進会議

3. 募集

(1) 募集対象

- ①五島市内に在住する小学生、中学生、高校生。
- ②親子での応募も可。

(2) 募集内容

野菜を使った朝食のレシピを募集する。

ただし、条件は以下のとおりとする。

- ① 五島の食材を2品目以上（調味料はのぞく）使用すること。
- ② うす味にすること。
- ③ 作品はオリジナルで未発表のもの。

(3) 周知方法

「食育推進料理コンテスト申込書」を市内小学校・中学校・高等学校へ配付する。

(4) 応募方法

応募者は、「食育推進料理コンテスト申込書」に必要事項を記入し、期日までに学校へ提出する。

応募者より提出のあった学校は期日までに国保健康政策課へ提出する。

(5) 応募締切り

応募者：令和7年9月1日（月）

学 校：令和7年9月10日（水）

ただし、夏休み作品展等で期限までに提出できない学校は、国保健康政策課への連絡により締切りを延長できる。

4. 審査

(1) 第1次審査（書類審査、試作・試食審査）

書類審査及び試作・試食審査により入賞作品6品を選定する。

試作審査にて、レシピ通りに調理ができない場合は審査対象外とする。

(2) 第2次審査（書類審査）

第1次審査通過作品について、書類審査により最優秀作品を決定する。

なお、最優秀作品は審査員が審査基準により採点し、最高得点の作品とするが、同点の場合は、審査基準の上位から順に得点の高い作品とする。

(3) 審査員

（第1次審査：書類審査）五島市食育推進本部 幹事

（第1次審査：試作・試食審査）五島市国保健康政策課職員

（第2次審査）五島市食育推進会議委員

(4) 審査基準（優先度順）

項目	内容	配点
内容	「工夫したこと・じまんでできること」の記載内容	20
アイデア	創意・工夫があるか	10
視覚①	色調	10
視覚②	食べてみたいか	10
料理名	インパクトのあるネーミング	10
味覚①(1次審査のみ)	味のバランス、誰にでも受け入れられる味	10

(5) 表彰及び賞品

最優秀賞 1点 5,000円の図書カード

優秀賞 5点 3,000円の図書カード

応募した全員に参加賞

5. その他

- ・入賞作品は広報ごとう、五島市ホームページ等で公開し、食育の普及活動に使用する。その際、五島市食育推進会議の判断により一部を編集する場合がある。
- ・入賞者の氏名・学校名・学年については、公表する。
- ・応募作品は五島市に帰属し、作品は返却しない。
- ・料理名に商品名を使用しないこと。
- ・申込書に記入漏れがある場合は審査対象外とする。